

「名寄市ホームページ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市広告掲載要綱（平成19年名寄市訓令第39号。以下「掲載要綱」という。）及び名寄市広告掲載基準（平成19年名寄市告示第1034号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、「名寄市ホームページ」（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 市ホームページへの広告掲載の可否については、金融機関や公共交通機関など公共性の高い広告を最優先とし、次に地元商工業者の広告、次に消費者となる市民に有益と考えられる広告を優先する。

(広告の規格及び位置)

第3条 広告の表示はバナー広告とし、規格は、次のとおりとする。

画像の大きさ	縦60ピクセル×横150ピクセル
画像の形式	G I F（アニメーションを利用したものを含む。）又はJ P E G
データの容量	4キロバイト以内
制限	市の事業であると誤解を与えるおそれのあるものや、公共媒体として適切でないデザインやマーク、ボタンのほか、高速で振動したり点滅や画面切替を繰り返す広告を使用してはならない

2 広告は、前項の規格に基づき、広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）が作成する。

3 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで総務部長が指定した位置とする。

(広告掲載募集枠数)

第4条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、募集枠数は8とする。ただし、総務部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

第5条 1か月当たりの広告掲載料は、1枠につき次に掲げるとおりとする。

(1) 第7条に定める「名寄市ホームページ」広告掲載申込書を提出したときに、本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市に事業所等を有するもの 5,400円

(2) 前号に定める以外のもの 8,640円

2 前項の規定にかかわらず、1年（連続12か月）の掲載の申込みに限り、1年当たりの広告掲載料は、1枠につき次に掲げるとおりとする。

(1) 第7条に定める「名寄市ホームページ」広告掲載申込書を提出したときに、本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市に事業所等を有するもの 54,000円

(2) 前号に定める以外のもの 86,400円

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、最長で1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載枠に空きがあるときは、これを更新することができる。

3 広告の掲載期間中に市の都合で市ホームページを閉鎖するなど広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じて掲載期間を延長することができる。

4 前項の掲載期間を延長する日数の算定に当たっては、24時間未満の時間は切り捨てる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、「名寄市ホームページ」広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、「名寄市ホームページ」広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

2 前項の規定による広告掲載の可否の決定は、申込みの受付順とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、前納とし、広告掲載者が、総務部長の指定する期限までに納付しなければならない。

(広告内容の変更)

第10条 広告掲載者は、広告のデザイン又はリンク先を変更するときは、事前に届け出なければならない。

2 掲載基準第5条に定める、個別の広告に係る掲載基準の適用に関して、広告掲載者が内容変更の求めに応じない場合、総務部長は広告掲載を取消することができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告掲載者は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 掲載要綱第11条に規定する広告掲載料の返還は、広告掲載が決定した後に広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 第6条第3項による掲載期間の延長ができないときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

3 前項の規定により広告掲載料を返還する場合、1か月に満たない期間は日割りで計算するものとする。この場合、1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

4 前各項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月15日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第1010号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日告示第1009号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第1011号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日告示第1012号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月20日告示第1007号)

この告示は、公示の日から施行する。